

社会福祉法人そよかぜ施設設置規則

(設置)

第1条 社会福祉法人そよかぜ定款第1条及び第38条の規定に基づく、社会福祉事業及び公益事業の推進を図るため、次条に定める施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

1. 社会福祉事業

名称	位置	開設日
福祉作業所 ひばり園	羽村市栄町3-3-1	平成21年12月1日
リサイクルショップくれよん	羽村市富士見平2-2-14	平成23年5月16日
福祉作業所 スマイル工房	羽村市羽中3-8-11	平成22年4月1日
指定特定相談支援事業所 ゆい	羽村市栄町3-3-1	平成27年1月1日

2. 公益事業

名称	位置	開設日
羽村市障害者就労支援センターエール	羽村市神明台1-27-4	平成21年3月5日

(管理)

第3条 前条の施設は、社会福祉法人そよかぜが管理する。

(職員)

第4条 第2条の施設に必要な職員を置く。

(委任)

第5条 この規則について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、開設の日から施行する。